# レンタカー貸渡約款

## 第１章　総　　則

（約款の適用）

第１条　当社は、この約款の定めるところにより貸渡自動車（以下「レンタカー」といいます。）を借受人に貸し渡すものとし、借受人はこれを借り受けるものとします。借受人は、第８条第３項により、借受人と異なる運転者を指定した場合は、その運転者にこの約款の係る部分を周知し、遵守させるものとします。なお、この約款に定めのない事項については、第４０条の細則、法令又は一般の慣習によるものとします。

２　当社は、この約款及び細則の趣旨、法令、行政通達並びに一般の慣習に反しない範囲で特約に応じることがあります。特約した場合には、その特約がこの約款に優先するものとします。

## 第２章　予　　約

（予約の申込み）

第２条　借受人は、レンタカーを借りるにあたって、この約款及び別に定める料金表等に同意のうえ、別に定める方法により、あらかじめ車種クラス、借受開始日時、借受場所、借受期間、返還場所、運転者、チャイルドシート等の付属品の要否、その他の借受条件（以下「借受条件」といいます。）を明示して予約の申込みを行うことができます。

２　当社は、借受人から予約の申込みがあったきは、第３６条第１項の規定に基づき代理貸渡しを行う場合（同項の規定による代理貸渡しを受けた車両を代替レンタカーとして貸渡す場合を含みます。）を除き、原則として、当社の所有するレンタカーの範囲内で予約に応ずるものとします。この場合、借受人は、当社が特に認める場合を除き、別に定める予約申込金を支払うものとします

（予約の変更）

第３条　借受人は、前条第１項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

（予約の取消し等）

第４条　借受人は、別に定める方法により、予約を取り消すことができます。

２　借受人が、借受人の都合により、予約した借受開始時刻を１時間以上経過してもレンタカー貸渡契約（以下「貸渡契約」といいます。）の締結手続きに着手しなかったときは、予約が取り消されたものとします。

３　前２項の場合、借受人は、別に定めるところにより予約取消手数料を当社に支払うものとし、当社は、この予約取消手数料の支払いがあったときは、受領済の予約申込金を借受人に返還するものとします。

４　当社の都合により、予約が取り消されたとき、又は貸渡契約が締結されなかったときは、当社の受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

５　事故、盗難、不返還、リコール、天災その他の借受人若しくは当社のいずれの責めによらない事由により貸渡契約が締結されなかったときは、予約は取り消されたものとします。この場合、当社の受領済の予約申込金を返還するものとします。

（代替レンタカー）

第５条　当社は、借受人から予約のあった車種クラスのレンタカーを貸し渡すことができないときは、予約と異なる車種クラスのレンタカー（以下「代替レンタカー」といいます。）の貸渡しを申し入れることができるものとします。

２　借受人が前項の申入れを受諾したときは、当社は車種クラスを除き予約時と同一の借受条件で代替レンタカーを貸し渡すものとします。なお、代替レンタカーの貸渡料金が予約された車種クラスの貸渡料金より高くなるときは、予約した車種クラスの貸渡　料金によるものとし、予約された車種クラスの貸渡料金より低くなるときは、当該代替えレンタカーの車種クラスの貸渡料金によるものとします。

３　借受人は、第１項の代替レンタカーの貸渡しの申入れを拒絶し、予約を取り消すことができるものとします。

４　前項の場合において、第１項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰すべき事由によるときには第４条第４項の予約の取消しとして取り扱い、当社の受領済の予約申込金を返還するほか、別に定めるところにより違約金を支払うものとします。

５　第３項の場合において、第１項の貸渡しをすることができない原因が、当社の責めに帰さない事由によるときには第４条第５項の予約の取消しとし取り扱い、当社の受領済の予約申込金を返還するものとします。

（免責）

第６条　当社及び借受人は、予約が取り消され、又は貸渡契約が締結されなかったことについては、第４条及び第５条に定める場合を除き、相互に何らの請求をしないものとします。

（予約業務の代行）

第７条　借受人は、当社に代わって予約業務を取り扱う旅行代理店、提携会社等（以下「代行業者」といいます。）において予約の申込みをすることができます。

２　代行業者に対して前項の申込み行った借受人は、その代行業者に対してのみ予約の変更又は取消しを申し込むことができるものとします。

## 第３章　貸　渡　し

（貸渡契約の締結）

第８条　借受人は第２条第１項に定める借受条件を明示し、当社はこの約款、料金表等により貸渡条件を明示して、貸渡約款の締結するものとします。ただし、貸し渡すことができるレンタカーがない場合又は借受人若しくは運転者が第９条第１項若しくは第２項各号のいずれかに該当する場合を除きます。

２　貸渡契約を締結した場合、借受人は当社に第１１条第１項に定める貸渡料金を支払うものとします。

３　当社は、監督官庁の基本通達（注１）に基づき、貸渡簿（貸渡原票）及び第１４条第１項に規定する貸渡証に運転者の氏名、住所、運転免許の種類及び運転免許証（注２）の番号を記載し、又は運転者の免許証の写しを添付するため、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、借受人の指名する運転者（以下「運転者」といいます。）の運転免許証の提示を求めるほか、その写しの提出を求めることがあります。この場合、借受人は、自己が運転者であるときは自己の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとし、借受人と運転者が異なるときはその運転者の運転免許証を提示し、又はその写しを提出するものとします。

（注１）監督官庁の基本通達とは、国土交通省自動車交通局通達「レンタカーに関する基本通達」（自旅代１３８号平成７年６月１３日）の２、（１０）及び（１１）のことをいいます。

（注２）運転免許証とは、道路交通法第９２条に規定する運転免許証のうち、道路交通法施行規則第１９条別記様式第１４の書式の運転免許証をいいます。また、道路交通法第１０７条の２に規定する国際運転免許証又は外国運転免許証は、運転免許証に準じます。

４　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人及び運転者に対し、運転免許証のほかに本人確認ができる書類の提出を求め、及び提出された書類の写しをとることがあります。

５　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受期間中に借受人及び運転者と連絡をするため携帯電話番号等の告知を求めます。

６　当社は、貸渡契約の締結にあたり、借受人に対し、クレジットカード若しくは現金による支払いを求め、又はその他の支払方法を指定することがあります。

（貸渡契約の締結の拒絶）

第９条　借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、貸渡契約を締結することができないものとします。

（１）貸し渡すレンタカーの運転に必要な運転免許証を提示せず、又は当社が求めたにもかかわらず、その運転者の運転免許証の写しの提出に同意しないとき。
（２）酒気を帯びていると認められるとき。
（３）麻薬、覚せい剤、シンナー等による中毒症状等を呈していると認められるとき。
（４）チャイルドシートがないにもかかわらず６歳未満の幼児を同上させるとき。
（５）暴力団若しくは暴力団関係団体の構成員若しくは関係者又はその他反社会的組織に属している者であると認められるとき。

２　借受人又は運転者が次の各号のいずれかに該当するときは、当社は貸渡契約の締結を拒絶することができるものとします。

（１）予約に際して定められた運転者と貸渡契約締結時の運転者が異なるとき。
（２）過去の貸渡しにおいて、貸渡料金の支払いを滞納した事実があるとき。
（３）過去の貸渡しにおいて、第１７条各号に掲げる行為があったとき。
（４）過去の貸渡し（他のレンタカー事業者による貸渡しを含みます。）において、第１８条第６項又は第２３条第１項に掲げる事実があったとき。
（５）過去の貸渡しにおいて、貸渡約款又は、保険約款違反により自動車保険が適用さらなかった事実があるとき。
（６）当社との取引に関し、当社の従業員その他に関係者に対して、暴力的行為若しく言辞を用いたとき、又は合理的範囲を超える負担を要求したとき。
（７）風説を流布し、又は偽計若しくは威力を用いて当社の信用をき損し、又は業務を妨害したとき。
（８）別に明示する条件を満たしていないとき。

（貸渡契約の成立等）

第10条　貸渡契約は、借受人が当社に貸渡料金を支払い、当社が借受人にレンタカーを引き渡したときに成立するものとします。この場合、受領済の予約申込金は貸渡料金の一部に充当されるものとします。

２　前項の引渡しは、第２条第１項の借受開始日時に、同項に明示された借受場所で行うものとします。

（貸渡料金）

第11条　貸渡料金とは、以下の料金の合計金額をいうものとし、当社はそれぞれの額又は計算根拠を料金表に明示します。

（１）基本料金
（２）免責補償料または安心補償料
（３）特別装備料
（４）ワンウェイ料金
（５）燃料代又は充電代
（６）配車引取料
（７）その他の料金

２　基本料金は、レンタカーの貸渡し時において、当社が地方運輸局運輸支局長（兵庫県にあっては神戸運輸監理部兵庫陸運部長、沖縄県にあっては沖縄総合事務局陸運事務所長。以下、第１４条第１項においても同じとします。）に届け出て実施している料金によるものとします。

３　第２条による予約をした後に貸渡料金を改定したときは、予約時に通用した料金と貸渡し時の料金とを比較して低い方の貸渡料金によるものとします。

４　貸渡料金については、細則で定めるものとします。

（借受条件の変更）

第12条　借受人、貸渡契約の締結後、第８条第１項の借受条件を変更しようとするときは、あらかじめ当社の承諾を受けなければならないものとします。

２　当社は、前項による借受条件の変更によって貸渡業務に支障が生ずるときは、その変更を承諾しないことがあります。

（点検整備及び確認）

第13条　当社は道路運送車両法第４８条〔定期点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施し、フル充電したレンタカーを貸し渡すものとします。

２　当社は、第３６条第１項の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含め、道路運送車両法大４７条２〔日常点検整備〕に定める点検をし、必要な整備を実施するものとします。

３　借受人又は運転者は、前２項の点検整備が実施されていること並びに別に定める点検表に基づく車体外観及び付属品の検査によってレンタカーに整備不良がないことその他レンタカーが借受条件を満していることを確認するものとします。

４　当社は、前項の確認によってレンタカーに整備不良が発見された場合には、直ちに必要な整備等を実施するものとします。

（貸渡証の交付、携帯等）

第14条　当社は、レンタカーを引き渡したときは、地方運輸局運輸支局長が定めた事項の記載した所定の貸渡証を借受人又は運転者に交付するものとします。

２　借受人又は運転者は、レンタカーの使用中、前項により交付を受けた貸渡証を携帯しなければならないものとします。

３　借受人又は運転者は、貸渡証を紛失したときは、直ちにその旨を当社に通知するものとします。

４　借受人又は運転者は、レンタカーを返還する場合には、同時に貸渡証を当社に返還するものとします。

## 第４章　使　　用

（管理責任）

第15条　借受人又は運転者は、レンタカーの引渡しを受けてから当社に返還するまでの間（以下「使用中」といいます。）善良な管理者の注意義務をもってレンタカーを使用し、保管するものとします。

（日常点検整備）

第16条　借受人又は運転者は、使用中に、レンタカーについて、毎日使用する前に道路輸送車両法第４７条の２（日常点検整備）に定める点検をし、必要な整備を実施しなければならないものとします。

（禁止行為）

第17条　借受人又は運転者は、使用中に次の行為をしてはならないものとします。

（１）当社の承諾及び道路運送法に基づく許可等を受けることなくレンタカーを自動車運送事業又はこれに類する目的に使用すること。
（２）レンタカーを所定の用途以外に使用し又は第８条第３項の貸渡証に記載された運転者及び当社の承諾を得た者以外のものに運転させること。
（３）レンタカーを転貸し、又は他に担保の用に供する等の当社の権利を侵害することになる一切の行為をすること。
（４）レンタカーの自動車登録番号標又は車体番号標を偽造若しくは変造し、又はレンタカーを改造若しくは改装する等その現状を変更すること。
（５）当社の承諾を受けることなく、レンタカーを各種テスト若しくは競技に使用し又は他車の牽引若しくは後押しに使用すること。
（６）法令又は公序良俗に違反してレンタカーを使用すること。
（７）当社の承諾を受けることなくレンタカーについて損害保険に加入すること。
（８）レンタカーを日本国外に持ち出すこと。
（９）電気自動車又は充電器の不適切な取り扱いにより、電気自動車又は充電器を破損し、汚損すること。
（10）その他第８条第１項の借受条件に違反する行為をすること。

（違反駐車の場合の措置等）

第18条　借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに関して道路交通法に定められる違反駐車をしたときは、借受人又は運転者は、違法駐車をした地域を管轄する警察署に出頭して、直ちに自ら違法駐車に係る反則金等を納付し、及び違法駐車に伴うレッカー移動、保管、引取りなどの諸経費を負担するものとします。

２　当社は、警察からレンタカーの放置駐車違反の連絡を受けたときは、借受人又は運転者に連絡し、速やかにレンタカーを移動させ、若しくは引き取るとともに、レンタカーの借受期間満了時又は当社の指示する時までに取扱い警察署に出頭して違反を処理するよう指示するものとし、借受人又は運転者はこれに従うものとします。なお、当社は、レンタカーが警察により移動された場合は、当社の判断により、自らレンタカーを警察から引き取る場合があります。

３　当社は、前項で指示を行った後、当社の判断により、違反処理の状況を交通違反告知書又は納付書、領収書等により確認するものとし、処理されていない場合には、処理されるまで借受人又は運転者に対して前項の指示を行うものとします。また、当社は借受人又は運転者に対し、放置駐車違反をした事実及び警察署等に出頭し、違反者として法律上の措置に従うことを自認する旨の当社所定の文書（以下「自認書」といいます。）に自ら署名するよう求め、借受人又は運転者はこれに従うものとします。

４　当社は、当社が必要と認めた場合は、警察に対して自認書及び貸渡証等の個人情報を含む資料を提出する等により借受人又は運転者に対する放置駐車違反に係る責任追及のための必要な協力を行うほか、公安委員会に対して道路交通法第５１条の４第６項に定める弁明書及び自認書並びに貸渡証等の資料を提出し、事実関係を報告する等の必要な法的措置をとることができるものとし、借受人又は運転者はこれに同意するものとします。

５　当社が道路交通法第５１条の４第１項の放置違反金納付命令を受け、放置違反金を納付した場合又は借受人若しくは運転者の探索に要した費用若しくは車両の移動、保管、引取り等に要した費用を負担した場合は、当社は借受人に対し、次に掲げる金額（以下「駐車違反関係費用」といいます。）を請求するものとします。この場合、借受人は、当社の指定する期日までに駐車違反関係費用を支払うものとします。

（１）放置違反金相当額
（２）当社が別に定める駐車違反違約金
（３）探索に要した費用及び車両の移動、保管、引取り等に要した費用

６　当社が前項の放置違反金納付命令を受けたとき、又は借受人が、当社が指定する期日までに同項に規定する請求額の全額を支払わないときは、当社は借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を一般社団法人全国レンタカー協会情報管理システム（以下「全レ協システム」といいます。）に登録する等の措置をとるものとします。

７　第１項の規定により借受人又は運転者が違法駐車に係る反則金等の納付すべき場合において、当該借受人又は運転者が、第２項に基づく違反を処理すべき旨の当社の指示又は第３項に基づく自認書に署名すべき旨の当社の求めに応じないときは、当社は第５項の定める放置違反金及び駐車違反違約金に充てるものとして、当該借受人から、当社が定める額の駐車違反金（次項において「駐車違反金」といいます。）を申し出ることができるものとします。

８　第６項の規定にかかわらず、当社が借受人から駐車違反金及び第５項第３号に規定する費用の金額を受領したときは、当社は第６項規定する全⊠協システムに登録する等の措置をとらず、又は既に全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

９　借受人が、第５条に基づき当社が請求した金額を当社に支払った場合において、借受人又は運転者が、後刻当該駐車違反に係る反則金を納付し、又は公訴を提起されたこと等により、放置違反納付命令が取り消され、当社が放置違反金の還付を受けたときは、当社は既に支払を受けた駐車違反関連費用のうち、放置違反金相当額のみを借受人に返還するものとします。第７項に基づき当社が駐車違反金を申し受けた場合においても、同様とします。

10　第６項の規定により、全レ協システムに登録された場合において、反則金が納付されたこと等により放置違反金納付命令が取り消され、又は第５項の規定による当社の請求額が全額当社に支払われたときは、当社は全レ協システムに登録したデータを削除するものとします。

（ＧＰＳ機能）

第19条　借受人及び運転者は、レンタカーに全地球測位システム（以下「ＧＰＳ機能」という）が搭載されている場合があり、当社所定のシステムにレンタカーの現在位置・通行経路等が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

（１）貸渡契約の終了時に、レンタカーが所定の場所に返還されたことを確認するため。
（２）第２５条に定める場合、その他レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、レンタカーの現在位置等を確認するため。
（３）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

２　借受人及び運転者は、前項のＧＰＳ機能によって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

（ドライブレコーダー）

第20条　借受人及び運転者は、レンタカーにドライブレコーダーが搭載されている場合があり、借受人及び運転者の運転状況が記録されること、及び当社が当該記録情報を下記の目的で利用することに同意するものとします。

（１）事故が発生した場合に、事故発生時の状況を確認するため。
（２）レンタカーの管理又は貸渡契約の履行等のために必要と認められる場合に、借受人及び運転者の運転状況を確認するため。
（３）借受人及び運転者に対して提供する商品・サービス等の品質向上、顧客満足度の向上等のためのマーケティング分析に利用するため。

２　借受人及び運転者は、前項のドライブレコーダーによって記録された情報について、当社が、法令に基づき開示を求められた場合、又は裁判所、行政機関その他公的機関から開示請求・開示命令を受けた場合に、必要な限度でこれを開示することがあることに同意するものとします。

## 第５章　返　　還

（返還責任）

第21条　借受人又は運転者は、レンタカーを借受期間満了時までに所定の返還場所において当社に返還するものとします。

２　借受人又は運転者が前項の規定に違反したときは、当社に与えた損害を賠償するものとします。

３　借受人又は運転者は、天災その他の不可抗力により借受期間内にレンタカーを返還することができない場合には、当社に生ずる損害については責めを負わないものとします。この場合、借受人又は運転者は直ちに当社に連絡し、当社の指示に従うものとします。

（返還時の確認等）

第22条　借受人又は運転者は、当社立会いのもとにレンタカーを返還するものとします。この場合、通常の使用によって摩耗した個所があること、電気自動車の電池の消耗があること等を除き、引渡し時の状態で返還するものとします。

２　借受人又は運転者は、レンタカーの返還にあたって、レンタカー内に借受人若しくは運転者又は同乗者の遺留品がないことを確認して返還するものとします。

（借受期間変更時の貸渡料金）

第23条　借受人又は運転者は、第１２条第１項により借受期間を変更したときは、変更後の借受期間に対応する貸渡料金を支払うものとします。

（返還場所等）

第24条　借受人又は運転者は、第１２条第１項により所定の返還場所を変更したときは、返還場所の変更によって必要となる回送のための費用を負担するものとします。

２　借受人又は運転者は、第１２条第１項による当社の承諾を受けることなく所定の返還場所以外の場所にレンタカーを返還したときは、別に定める返還場所変更違約料を支払うものとします。

（不返還となった場合の措置）

第25条　当社は、借受人又は運転者が、借受期間が満了したにもかかわらず、所定の返還場所にレンタカーを返還せず、かつ、当社の返還請求に応じないとき、又は借受人の所在が不明となる等の理由により不返還になったと認められたときは、刑事告訴を行う等の法的措置をとるほか、一般社団法人全国レンタカー協会に対して不返還被害報告をするとともに、全レ協システムに登録する等の措置をとるものとします。

２　当社は、前項に該当することとなったときは、レンタカーの所在を確認するため、借受人又は運転者の家族、親族、勤務先等関係者への聞取り調査や車両位置情報システムの作動等を含む必要措置をとるものとします。

３　第１項に該当することとなった場合は、借受人又は運転者は、第２８条の定めにより当社に与えた損害について賠償する責任を負うほか、レンタカーの回収及び借受人又は運転者の探索に要した費用を負担するものとします。

## 第６章　故障、事故、盗難等の措置

（故障発見時の措置）

第26条　借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの異常又は故障を発見したときは、直ちに運転を中止し、当社に連絡するとともに当社の指示に従うものとします。

（事故発生時の措置）

第27条　借受人又は運転者は、使用中にレンタカーに係る事故が発生したときは、直ちに運転を中止し事故の大小にかかわらず法令上の措置をとるとともに、次に定める措置をとるものとします。

（１）直ちに事故の状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
（２）前号の指示に基づきレンタカーの修理を行う場合は、当社が認めた場合を除き、当社又は当社の指定する工場で行うこと。
（３）事故に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに、必要な書類等を遅滞なく提出すること。
（４）事故に関し相手方との示談その他の合意をするときは、あらかじめ当社の承諾を受けること。

２　借受人又は運転者は、前項の措置をとるほか、自らの責任において事故を処理し、及び解決をするものとします。

３　当社は、借受人又は運転者のため事故の処理について助言を行うとともに、その解決に協力するものとします。

４　当社は、事故発生時の状況を確認することを目的として、車載型事故記録装置が装着されている車両について、衝撃が発生し、又は急制動がなされた場合当の状況を記録するものとします。

５　当社は、必要があると認められる場合には、前項の記録を検証するなどの措置をとるものとします。

（盗難発生時の措置）

第28条　借受人又は運転者は、使用中にレンタカーの盗難が発生したときその他の被害を受けたときは、次に定める措置をとるものとします。

（１）直ちに最寄りの警察署に通報すること。
（２）直ちに被害状況等を当社に報告し、当社の指示に従うこと。
（３）盗難、その他の被害に関し当社及び当社が契約している保険会社の調査に協力するとともに要求する書類等を遅滞なく提出すること。

（使用不能による貸渡契約の終了）

第29条　使用中において故障、事故、盗難等その他の事由（以下「故障等」といいます。）によりレンタカーが使用できなくなったときは、貸渡契約は終了するものとします。

２　借受人又は運転者は、前項の場合、レンタカーの引取り及び修理等に要する費用を負担するものとし、当社は受領済貸渡料金を返還しないものとします。ただし、故障等が第３項又は第５項に定める事由による場合はこの限りでないものとします。

３　故障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因よる場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については第５条２項を準用するものとします障等が貸渡し前に存した欠陥・不具合その他レンタカーが借受条件に適合していないことに起因よる場合は、新たな貸渡契約を締結したものとし、借受人は当社から代替レンタカーの提供を受けることができるものとします。なお、代替レンタカーの提供条件については第５条２項を準用するものとします。

４　借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。　借受人が前項の代替レンタカーの提供を受けないときは、当社は受領済の貸渡料金を全額返還するものとします。なお、当社が代替レンタカーを提供できないときも同様とします。

５　故障等が借受人、運転者及び当社のいずれの責めにも帰することができない事由により生じた場合は、当社は、受領済貸渡料金から、貸渡しから貸渡契約の終了までの期間に対応する貸渡料金を差し引いた残金を借受人に返還するものとします。

６　借受人及び運転者は、本条に定める措置を除き、レンタカーを使用できなかったことにより生ずる損害について当社に対し、本条に定める以外のいかなる請求もできないものとします。ただし故障等が当社の故意又は重大な過失により生じた場合を除きます。

## 第７章　賠償及び補償

（賠償及び営業補償）

第30条　借受人は借り受けたレンタカーの使用に関し、借受人又は運転者が当社のレンタカー（第３６条の規定に基づく代理貸渡しを受けているレンタカーを含みます。）損害を与えたときは、その損害を賠償するものとします。ただし、当社の責めに帰することができない事由による場合を除きます。

２　前項により借受人が損害賠償責任を負う場合、事故、盗難、故障、レンタカーの汚損、臭気等により当社がそのレンタカーを利用できないことによる損害については料金表に定めるところにより損害を賠償し、又は営業補償をするもとします。

（保険及び補償）

第31条　借受人が前項第１項又は第３項の賠償責任を負うとき及び運転者が前条第３項の賠償責任を負うときは、当社がレンタカーについて締結した損害保険会社若しくは損害賠償責任共済契約又は当社の定める補償制度により、次の限度内の保険金又は補償金が支払われます。

（１）対人補償
　１名につき　　無制限　（自動車損害賠償責任保険による金額を含みません。）
（２）対物補償
　１事故につき　無制限　（免責金額　C-1，国産車，SUV-1，2，3，4：５万円 トラック商用：１０万円）
（３）車両補償
　１事故につき　時価　（免責金額　C-1，国産車：５万円 SUV-1，2，3，4，トラック商用：１０万円）
（４）人身傷害補償
　１名につき　３，０００万円

２　保険約款又は補償制度の免責事由に該当する場合には、第１項に定める保険金又は補償金は支払われません。

３　保険金又は補償金が支払われない損害及び第１項の定めにより支払われる保険金額又は補償金を超える損害については、借受人又は運転者の負担とします。ただし、激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和３７年法律第１５０号）第２条に基づき激甚災害と指定された災害により、滅失し、き損し、又はその他の被害を受けたレンタカーに係るもの等の損害については借受人又は運転者に故意又は重大な過失があった場合を除き、借受人又は運転者はその損害を賠償することを要しないものとします。

４　前３項の定めにかかわらず、当社が借受人又は運転者の負担すべき損害金を支払ったときは、借受人又は運転者は、直ちに当社の支払額を弁済するものとします。

５　第１項に定める損害保険契約の保険相当額は、貸渡料金に含みます。

## 第８章　貸渡契約の解除

（貸渡契約の解除）

第32条　当社は、借受人又は運転者が使用中にこの約款および細則に違反したときは、何らの通知、催促を要せずに貸渡契約を解除し、直ちにレンタカーの返還を要求することができるものとします。この場合、当社は受領済の貸渡料金から、貸渡から解除までの期間の対応する貸渡料金および契約解除による損害賠償額を差し引いて、残額あるときは、これを借受人に変換するもとします。

（同意解約）

第33条　借受人は、使用中であっても、当社の同意を得て次項に定める解約手数料を支払った上で貸渡契約を解約することができるものとします。この場合、当社は、受領済の貸渡料金から、貸渡しから返還までの期間に対する貸渡料金を差し引いた残額を借受人に返還するものとします。

２　借受人は、前項の解約をするときは、下記に定める解約手数料を当社に支払うものとします。

中途解約手数料＝｛（貸渡契約期間に対応する基本料金）ー（貸渡しから返還までの期間に対応する基本料金）｝×５０％
ただし、６，６００円（税込）を限度とします。

## 第９章　個　人　情　報

（個人情報の利用目的）

第34条　当社が借受人又は運転者の個人情報を取得し、利用する目的は次のとおりです。

（１）道路運送法第８０条第１項に基づくレンタカー事業の許可を受けた事業者として、貸渡契約締結時に貸渡証を作成する等、事業許可の条件として義務づけられている事項を実施するため。
（２）借受人又は運転者に対し、レンタカー、中古車その他の当社が取り扱っている商品の紹介及びこれらに関するサービスの提供並びに各種イベント、キャンペーン等の開催について、宣伝広告物の送付、ｅメールの送付等の方法により案内するため。
（３）貸渡契約の締結に際し、借受け申込者又は運転者に関し、本人確認及び貸渡契約締結の可否についての審査を行うため。
（４）当社の取り扱う商品及びサービスの企画開発、又はお客さま満足度向上策の検討を目的として、借受人又は運転者に対しアンケート調査を実施するため。
（５）個人情報を統計的に集計、分析し、個人を識別、特定できない形態に加工して統計データを作成するため。

２　第１項各号に定めていない目的で借受人又は運転者の個人情報を取得する場合は、あらかじめその利用目的を明示して行います。

（個人情報の登録及び利用の同意）

第35条　借受人は、次の各号のいずれかに該当する場合には、借受人の氏名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人情報が全レ協システムに７年を超えない期間登録されること並びにその情報が一般社団法人全国レンタカー協会及びこれに加盟する各地区レンタカー協会並びにこれらの会員であるレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されることに同意するものとします。

（１）当社が道路交通法第５１条の４第１項に基づいて放置違反金の納付を命ぜられた場合
（２）当社に対して第１８条第５項に規定する駐車違反関係費用の全額の支払いがない場合
（３）第２５条第１項に規定する不返還があったと認められる場合

２　運転者が前項第３条に該当する場合は、運転者の指名、生年月日、運転免許証番号等を含む個人用法が前レ協システムに７年を超えない期間登録され、前項のレンタカー事業者によって貸渡契約締結の際の審査のために利用されます。

## 第10章　雑　　則

（代理貸渡し）

第36条　当社は、申込者の希望どおりの車種クラス、車名又は型式のレンタカーを貸し渡すことができない場合（申込を受けた営業所にレンタカーが配置されていない場合を含みます。）においては、第８条第１項の規定にかかわらず、次に掲げる事項について申込者に確認し、その同意を得た場合に限り、他のレンタカー事業者からレンタカーの提供を受けて、これを申込者に貸し渡すことができるものとします。（これを「代理貸渡し」といいます。）

（１）事故、故障等のトラブルがあった場合において、自社の約款による方が当該レンタカーを提供した事業者の貸渡約款を適用するよりも利用者にとって有利であるときは自社の約款を適用するものであること。
（２）貸渡証は第３項に定めるところによる特別な様式のものであること。
（３）提供をしたレンタカー事業者の貸渡約款が添付されているものであること、

２　代理貸渡しをする場合には、当該レンタカーを提供したレンタカー事業者の貸渡約款を適用するものとします。

３　代理貸渡しを行う場合の基本通達に定める「貸渡証」は、当該レンタカーを提供した事業者の定める様式のものによるか、又は当社が別に定める代理貸渡し専用の様式の貸渡証によるものとします。

４　代理貸渡しをした場合において、当該貸渡しをした車両について、故障その他のトラブルが発生したときは、当社は、自社保有のレンタカーを貸し渡した場合と同様に、車両提供事業者の行う修理等の手続に協力するほか、借受人又は運転者の利便を確保するための措置をとるものとします。

（相殺）

第37条　当社は、この約款及び細則に基づく借受人又は運転者に対する金銭債務があるときは、借受人又は運転者の当社に対する金銭債務といつでも相殺することができるものとします。

（消費税）

第38条　借受人は、この約款及び細則に基づく取引に課される消費税（地方消費税を含みます。）を当社に対して支払うものとします。

（遅延損害金）

第39条　借受人又は運転者及び当社は、この約款及び細則に基づく金銭債務の履行を怠ったときは、相手方に対し年率１０％の割合による遅滞損害金を支払うものとします。

（約款及び細則）

第40条　当社は、この約款の細則を定めることができるものとし、その細則はこの約款と同等の効力を有するものとします。

２　当社は、この約款及び前項の細則を当社の営業店舗に掲示するとともに、当社の発行するパンフレット、料金表等にこれを記載するものとします。これを変更した場合も同様とします。

（準拠法等）

第41条　準拠法は、日本法とします。

２　邦文約款と、英文その他邦文以外の約款に齟齬があるときは、邦文約款を優先するものとします。

（合意管轄裁判所）

第42条　この約款及び細則に基づく権利及び義務について紛争が生じたときは、訴額のいかんにかかわらず当社の本店、支店又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所をもって管轄裁判所とします。

附則　本約款は、平成２４年４月９日から施行します。
附則　本約款（一部改訂）は、平成２４年７月１日から施行します
附則　本約款（一部改訂）は、令和３年６月１日から施行します